

特集 2

第8次埼玉県廃棄物処理基本計画の概要

～廃棄物を資源として生かし、未来につながる循環型社会を目指して～

私たちは、日常生活を送りながら、多くの廃棄物を発生させています。その廃棄物を適正に処理し、減量化・有効活用を進めることは、自然界から採取する資源を減らし、自然界への負荷を減らすことにつながります。

今ある環境を保全し後の世代に引き継いでいくためにも、廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指していく必要があります。

そのためには、私たちは自らの暮らしが環境へ与える影響を常に意識し、より環境への負荷が少ないライフスタイルを構築していかなければなりません。廃棄物の発生を抑制する「リデュース」、物を繰り返し使う「リユース」、使用済みのものを原材料として再生利用する「リサイクル」の、いわゆる「3R（スリーアール）」については、個々人の生活の中で、そして社会全体で、これまで以上に推進していくことが必要です。

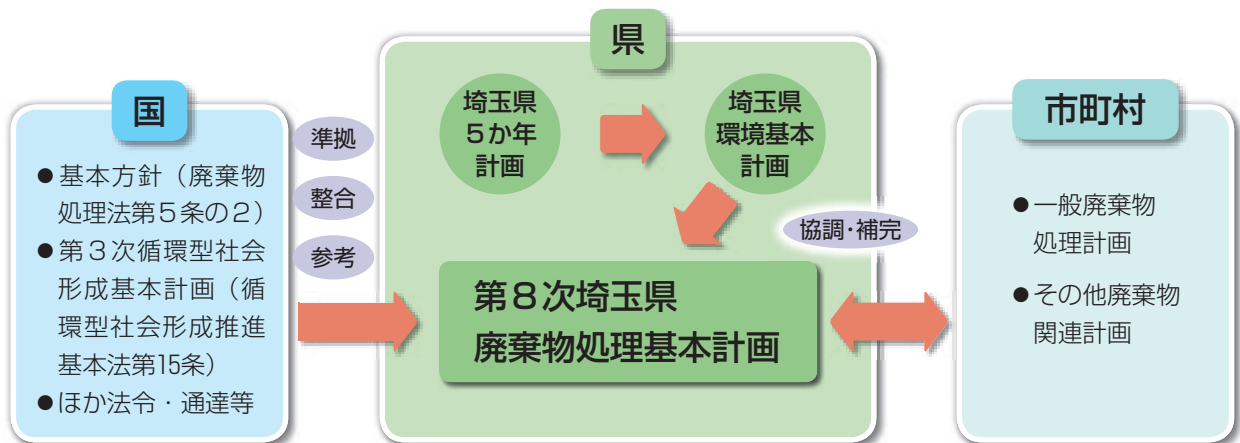
そこで、平成28年3月、「第8次廃棄物処理基本計画」を策定したので、その概要を紹介します。

1 計画の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき策定する5か年計画であり、平成28年度から平成32年度までを計画期間としています。

本計画により、安心・安全の確保を最優先として循環型社会の形成に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進します。

本計画と他の法令等との関連



2 計画の目標

◎一般廃棄物…「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」それぞれについて削減に取り組みます。

◎産業廃棄物…最終処分量の削減に取り組みます。

		実績	予測			目標	H25年度からH32年度の増減
		H25年度	H27年度	H32年度	H37年度	H32年度	
一般廃棄物	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量* (グラム/人・日)	541	531	516	502	503	7%削減
	事業系ごみ排出量 (千トン/年)	543	543	543	543	488	10%削減
	1人1日当たりの最終処分量 (グラム/人・日)	49	48	48	48	44	10%削減
産業廃棄物	最終処分量 (千トン/年)	194	188	181	177	175	10%削減

※ 家庭系ごみ排出量：生活系ごみ排出量から資源ごみ量を除いた値

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：家庭系ごみ排出量を年間日数と計画収集人口で割った値

3 目標達成に向けた施策の展開

目標を達成するため、循環型社会形成を目指す3本柱と万一の発災に備えた災害廃棄物対策を推進する備えの柱、計4つの柱を立て、施策を展開します。

循環型社会形成を目指す3本柱	I 3R（スリーアール）の推進 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させる「循環型社会」の形成に向け、3Rを推進します。 3Rの推進にあたっては、低炭素社会づくり、自然共生社会づくりにも配慮し、環境に可能な限り負担を掛けないよう進めていきます。	【主な施策の展開】 <ul style="list-style-type: none"> • 2R（リデュース・リユース）の推進 • リサイクルの推進 • 廃棄物系バイオマス等利活用の推進 • 将来に希望をつなぐ環境学習の推進 • 県の率先行動と市町村支援
	II 廃棄物の適正処理の推進 廃棄物の適正処理や廃棄物施設の適正な維持管理のため、立入検査を実施し、必要な指導を行います。 不法投棄については、民間企業や県民と連携し、監視を徹底します。 また、廃棄物の適正な処理を行うために作られた県営最終処分場について、安心、安全な運営に努めます。	【主な施策の展開】 <ul style="list-style-type: none"> • 一般廃棄物の適正処理の推進 • 産業廃棄物の適正処理の推進 • 不法投棄の根絶 • 有害廃棄物の適正処理 • 安心・安全な最終処分場の確保
	III 環境産業の育成 循環型社会を構成する重要な基盤の一つである産業廃棄物処理業のイメージアップと人材育成を促進します。 また、グリーン購入やリサイクル製品の認定などにより、リサイクル産業の発展を促進します。	【主な施策の展開】 <ul style="list-style-type: none"> • 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップ • リサイクル産業発展の促進
災害廃棄物対策を推進する備えの柱	IV 災害廃棄物対策の推進 万一の発災に備えた平常時からの準備のため、実効性のある災害廃棄物処理に関するガイドラインなどを策定し、国、都県、市町村など、各種団体との連携強化に取り組みます。 発災した場合は、情報収集に努め、災害廃棄物の円滑かつ迅速な適正処理を行うよう、柔軟で適切な対応を行います。	【主な施策の展開】 <ul style="list-style-type: none"> • 平時からの備えの強化 • 発災時の対応

4 計画の推進に向けて

未来につながる循環型社会を形成するためには、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村及び県が、それぞれの役割を果たし、連携しながら、社会全体で取組を進めていくことが重要です。

